

総社市市民活動保険 Q&A集

Q1. 他市の人が総社市内で活動を行った場合は？

A. 他市の人であっても、総社市内団体の参加者として、「自主的、自発的に行う継続的かつ計画的な活動」に参加中であり、総社市内で活動した場合は保険の対象となります。

Q2. 職場等でのボランティア活動は？

A. 保険の対象となる活動要件として、「自主的、自発的に行う継続的かつ計画的な活動であること。」としており、本来の仕事を離れ、企業としてではなく、団体等で行う市民活動としていますので、保険の対象とはなりません。

Q3. 個人で行った草刈でケガをした場合、保険の対象になりますか？

A. 個人が自発的に個人の意思で活動（家の近所の草刈など）を行った場合は、対象になりません。団体が主催する活動に個人が参加する場合は保険の対象となります。理由は、市内の団体等が公益性のある地域活動を行っている際の事故を限定しているためです。

Q4. 自分で治療費を負担した後に、保険請求をすることはできますか？

A. 事故後30日以内が申請期限であるが、保険金の請求の時効は3年です。遡っての請求は受け付けています。ただし、第三者証明のある事故報告書、報告が遅れた理由などの事実確認をさせていただきます。事故報告などが遅れると事実確認等の時間がかかるので、万一、事故が発生したら直ぐに関係各所に報告してください。

Q 5. 活動計画以外の活動をした場合は？

A. 団体等が計画外の活動をした場合でも，下記の条件を満たした活動であれば，保険の対象となります。

- ①主に総社市民で構成されておられ、活動の拠点が総社市内にあること
- ②自主的、自発的に行う継続的かつ計画的な活動であること
- ③無報酬で行っている活動であること
- ④自助的・趣味的な活動や懇親を目的とした活動でないこと
- ⑤政治・宗教または営利を目的とした活動でないこと
- ⑥宿泊を伴わない活動であること
- ⑦危険度の高い活動でないこと

Q 6. 危険度の高い活動とは？

A. チェーンソー・重機等を使用する活動，野焼き，山焼き等を伴う活動，山岳登山，高所作業（建物の3階以上）などの危険度の高い活動をいいます。

Q 7. 活動場所に向かう時，自動車等の運行に起因する事故，歩行中の転倒などのケガは対象となりますか？

A. 自宅と活動場所への往復時の自動車等を運転・もしくは同乗して発生した交通事故，歩行中の転倒などのケガは対象となりません。市民活動保険の対象は，活動場所に集合してから解散するまでの間が対象となります。

Q 8. 自助的，趣味的，懇親を目的とした活動とは？

A. この保険の市民活動とは、「地域社会活動，社会福祉・奉仕活動等の公益性のある活動」です。個人や団体内の参加者のための活動でなく，総社市の各地域のために行う奉仕活動をいいます。従って，カラオケサークル等，自分の楽しみのための活動や，生活研修会等の会員相互のための勉強会，研修会などの親睦会は対象とはなりません。

Q 9. 傷害保険金請求の際に医師の診断書は必要ですか？

A. 保険金請求金額が10万円以下の場合は，保険会社所定の申告書で対応する事ができる為，医師の診断書は不要になります。しかし，10万円以下でも保険会社からの依頼があれば，医師の診断書が必要となりますので，その際には診断書の提出をお願いします。

Q 10. 熱中症・熱射病は対象となりますか？

A. 市民活動に伴う日射や熱射による熱中症等も対象となります。

Q 11. 台風や大雨のときに見回りなどの防災活動を行っているときの事故は対象となりますか？

A. 一般的な台風や大雨などは，免責事項となっている自然災害には含まれませんので，基本的には対象となります。ただし，その規模によっては保険の対象外となる自然災害とみなされる場合もあります。市民活動保険での対象外となる天災については，地震，噴火，洪水，津波若しくはこれらに類似の自然変象に起因する事故です。

Q12. 「実費弁償」とは？

A. 実費弁償の程度について定義づけるのは非常に困難ですが、市民活動を実施することで発生する通常の「交通費」「弁当代」「材料費」等は、実費弁償に含まれるものとします。なお、従来の道水路を守る会が行う地域活動に対する謝金についても同様の扱いとします。

Q13. レクリエーション，運動会，祭り等の参加者の事故は対象となりますか？

A. レクリエーション，運動会，祭り等は，自助的，懇親的な活動と見なされ，保険の対象とはなりません。しかし，これらの事業を地域で行う場合，役員等が準備や後片付けを行っている際に発生した事故に関する傷害保険や，指導者等が，責任を問われる事故についての賠償責任保険は対象となります。

Q14. 子ども連れで活動に参加したとき，子どもがケガをしてしまいました。保険の対象となりますか？

A. 市民活動中に，「急激に」「偶然に」「外来の」事故が発生してケガをした場合は対象となります。これは，活動の参加者や市民活動者が連れている子どもや，参加者であるお年寄りに付き添う人にも適用されます。ただし，市民活動以外のことをしている事故は対象とはなりません。

Q15. 活動中に机を持ち上げたところ，腰の骨が折れました。保険の対象となりますか？

A. 机を持ち上げただけで腰の骨が折れるとは，一般的には考えられないことです。骨粗鬆症等が診断に含まれるものであれば病気の範疇に入り，保険の対象とはなりません。

Q16. クリーン作戦で草刈機を使っているときの事故は対象となりますか？

A. 草刈機については地区のクリーン作戦等で頻繁に使われていますので、保険の対象とします。

ただし、それ以上危険なチェーンソー等の器具の使用による事故や、クリーン作戦等で野焼きや山焼きをする場合は保険の対象とはなりません。

Q17. 生産物賠償とは？

A. 例えば、一人暮らし高齢者への給食活動中、食中毒が発生した場合、食事の材料が悪かったためではなく、調理中あるいは運搬中に原因があった場合に生産物賠償として対象になります。

ただし、あくまでも活動者に法律上の責任がある場合にのみ対象となります。（細菌性食中毒、自然毒食中毒、化学性食中毒いずれも対象となります。）

Q18. 他社の保険（例えば全社協の「ボランティア保険」）と並行して補償を受けられますか？

A. 補償について、傷害部分（ケガなど）については双方の保険会社に参加している保険の条件に見合った保険金がそれぞれ出ますが、賠償部分については、賠償額を双方の保険で案分するようになります。

※チェーンソー：自らの意思で止めることが困難なもの